

# 再発防止処分請求の概要①

## 「Aleph」について、団体報告不報告に基づき、再発防止処分の請求

### 団体の報告義務（団体規制法第5条第5項・第3項）

・ 下記要報告事項を3か月ごとに公安調査庁長官に提出

#### 人的要素

役職員

構成員

#### 物的要素

土地

建物

#### 資金的要素

現金

預貯金

#### 活動に関する事項

意思決定

機関誌紙  
(発行部数)

#### 公安審が特に必要と認める事項

出家在家の別、  
位階

ホームページ

収益事業

「Aleph」

令和3年5月15日期限の報告を不報告

令和3年8月15日期限の報告を不報告

是正指導

公安調査庁

#### 要件（団体規制法第8条第1項後段）

- ① 「Aleph」が観察処分の期間更新決定を受けている団体
- ② 団体報告が不報告
- ③ 無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難  
任意調査及び立入検査によっても、「Aleph」の組織的  
対抗措置等により、要報告事項の把握が困難

再発防止処分の請求

公安審査委員会

### 処分請求内容（団体規制法第8条第2項）

#### 〔処分内容〕

- i 土地・建物の新規取得・借受け禁止
- ii 土地・建物（専ら居住の用に供しているものを除く。）の使用禁止
- iii 勧誘，脱退妨害等の禁止
- iv 財産上の利益の贈与を受けることの禁止

#### 〔処分期間〕

6か月間